

第 2 2 号議案

東大和市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市消防団条例の一部を改正する条例

東大和市消防団条例（昭和４０年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号ただし書中「、勤務し」を削り、同条第２号中「６０歳」を「６５歳」に改める。

第１０条第４号中「きよう応接待」を「供応接待」に改める。

第１３条第２号中「６０歳」を「６５歳」に改める。

第１４条（見出しを含む。）中「報酬」を「年額報酬」に改める。

第１５条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（出動報酬等）」を付し、同条第１項中「、費用弁償として」を削り、「額」を「出動報酬及び機関報酬」に改め、同条第２項中「費用弁償」を「出動報酬及び機関報酬」に、「出動手当」を「出動報酬」に、「機関手当」を「機関報酬」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 前２項に規定するもののほか、出動報酬及び機関報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第１６条に見出しとして「（費用弁償）」を付する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第１４条関係）

階級	年額報酬額
団長	年額 ２９５，０００円
副団長	年額 ２２０，０００円
分団長	年額 １５２，０００円
副分団長	年額 １０３，０００円
部長	年額 ８３，０００円
班長	年額 ７４，０００円
団員	年額 ６８，０００円

別表第２（第１５条関係）

報酬の種類	支給の範囲	支給額	摘要
出動報酬	災害出動	1回 8,000円	「1回」とは、8時間以内の出動をいう。
	火災出動	1回 4,000円	
	応援出動		
	訓練出動		
	警戒出動		
	その他の出動		

機関報酬	消防自動車等の 運転及び整備に 従事する者	月額 4,000円	
------	-----------------------------	-----------	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。